

令和3年度予算編成方針

琴浦町長 小松 弘明

令和2年は1月に発症した新型コロナウイルス感染症に始まり、4月7日には改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき7都道府県を対象に「緊急事態宣言」が発出されました。感染拡大は止まることなく、4月16日には緊急事態宣言対象地域が全国に広がり、未だPCR検査の陽性患者は収まらず冬場を迎えようとしています。

令和3年度予算はコロナ禍の影響を避けることは出来ませんが、今後とも収束に向けての状況を注視しながら、予算編成をしていかなければならないと考えます。

私も町政を預かり4年目を迎えるにあたり、従来進めてきた方針は大きく変わることはないものの、その基本は「第2期 琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略」（事業期間：令和2年度から令和6年度：以下総合戦略と略）に示したとおりです。

町政推進には「公助」「共助」「自助」のバランスを考える必要があり、限られた財源、人材を総合的に活用することは当然ですが、今後とも住民の力である「共助」「自助」に期待するところです。

就任当初に「住んで楽しいまちづくり」を掲げていました。その実現には住民のご意見をよく聞きながら予算化することが重要と考え、今年も「事業レビュー」「琴浦自分ごと化会議（地域交通）」等無作為抽出でお願いした住民の意見をお聞きする場を設定しています。今後も住民の声を聴きながら町政を進めることを基本として、令和3年度の予算編成を進めていきたいと考えます。

1 基本姿勢

（1）地方創生の更なる推進（SDG s の取組）

総合戦略では「5つのプロジェクトによる持続可能な地域社会の実現」を副題とし、SDG s（持続可能な開発目標）における17ゴールを設定し、地方創生を進めるための共通言語としていますが、予算編成でも同様の考えを求めたい。

また、総合戦略の5つの柱は「子育て教育」「健康活力」「経済産業」「観光交流」「関係定着」を掲げているが、冒頭に示したように住民意見を最大限に尊重し、予算要求時にもその意見を踏まえた状況を説明して予算要求に臨むこと。

（2）行財政改革の推進（行財政改革プラン、アクションプラン）

この改革は3年間の計画として、令和3年度は最終年度を迎えることになるが、再度「行財政改革プラン」及びその具体策を示した「アクションプラン」を検証しながら予算要求すること。

中でも「行財政改革」「働き方改革」は職員自身のことでもあり、昨年の外部監査法人の指摘も再読し、現状を見つめなおして新たな段階を迎える準備を行い、必要であれば組織改編の提案も期待する。

また、あわせて行政機能のダウンサイジングは避けて通れない状況であるが、公共施設の最適化を目指して個別施設計画、上水道ビジョン等の計画を念頭に置いて予算化すること。

(3) コロナ後を目指して（デジタル化の推進）

マイナンバー制度の問題をきっかけにデジタル化の遅れが指摘されているが、働き方を改革するためにも、デジタル化の推進を図ることは必要で、事務処理ばかりでなく、多方面でのデジタル化を推進する必要がある。

具体的には、教育においてGIGAスクールが導入され、生徒に一人1台のタブレットが配置できたが、その利活用について、教職員の質の向上に対する支援予算などの検討が想定される。

今後、行政に求められる仕事内容が大きく変化することが予想されるなか、アフターコロナにおける「テレワーク型地方創生」と称して、コロナ禍を先駆的に捉えながら、次年度予算編成に取り組むこと。

2 国及び町の現状・財政状況

(1) 国の状況

国は「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）の中で、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた経済財政状況を踏まえ、「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を目指すことを柱としている。また、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、国民一人一人が「包摂的」で生活の豊かさを実感できる「質」の高い持続的な成長を実現していくことを目指している。

さらに、持続可能な地方自治体の実現に向けて、公共サービスの広域化・共同化を進め、「見える化」を活用した効率化を加速させるとともに、「新たな日常」の構築のため、デジタル化・オンライン化を一気に加速していくこととしている。

(2) 町の現状

これまでの地方創生の取組の成果や課題を踏まえ、町民との対話を起点に本町の特色を生かした「第2期 琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略」を昨年度策定し、町が抱える課題の解決や将来像の創造を目指した取組を行ってきた。

また、より質の高い住民サービスを提供する仕組み作りを行うため、「行財政改革プラン」を基にした「行財政改革」を推進してきた。その中でも、無作為抽出により選ばれた町民の方の意見を取り入れるべく、「公共施設レビュー」「事業レビュー」などを行ってきた。

さらに、「第2次琴浦町総合計画」では、町の将来像を「みんなが輝く住みよいまち～ひと・自然・歴史が紡ぐコトウライフ～」として、多くの行政課題の克服に向けて、様々な事業に取り組んできており、来年度は最終の5年目を迎え、新たな総合計画の策定の年度でもある。

(3) 町の財政状況

令和元年度の税収は、企業の業績悪化に伴い町民法人税が減少した。今後も新型コロナウイルス感染症の影響に伴う個人所得と消費の落ち込みにより税収の減少は避けることができない。

こうした中、人口減少に伴う地方交付税の減額、高い水準の公債費、社会保障費の漸増のほか、老朽化施設の統廃合や改修等、将来の財政運営への影響が見込まれる課題は山積している。

これらのことから、今後、何の手立ても講じなければ、数年後には基金が枯渇するという推計となっており、厳しい財政運営が見込まれ、選択と集中をより一層進め、財政の健全化を推進する必要がある。

3 要求にあたって特に留意する事項

(1) 「琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略」の着実な推進

重点分野と位置づける「子育て教育」「健康活力」「経済産業」「観光交流」「関係定着」各分野について、戦略事業を着実に予算化すること。

また、状況に変化がある場合は計画変更をためらわずに行うこと。

(2) 「琴浦町行財政改革プラン」を踏まえた持続可能な財政構造への転換

集中取組期間3年の終期となるので、アクションプランを確実に実行し、成果を出すこと。特に、次の点に留意し、事業を見直すこと。

ア 事業の内容が目的達成のための有効な手段になっているか。

イ ゴール設定（成果目標）は適切か、そのゴールに向けて現在の達成状況を把握できているか。

ウ 客観的なデータに基づいて実態把握はできているか。

エ 「だれの仕事なのか」を考える。町民ができること（すべきこと）を行政がやってしまっていないか。

オ 現状を「白紙」にして考える。もし、その事務事業を廃止したら、町民にとってどのような影響があるか。

（出典：10/2 構想日本研修資料「議論のポイント」より）

(3) 新型コロナウイルス対策とウィズコロナ、ポストコロナに向けた事業の抜本的見直し

感染症拡大を踏まえ、既存事業において感染症拡大防止の対策はもちろんのこと、「新しい生活様式」や「働き方の新しいスタイル」を取り入れた事業内容の抜本的見直しを図ること。

特に、イベント等にかかる事業の組立にあたっては、「3密（密閉、密集、密接）」を避けた会場設営やオンラインでの実施など、感染防止対策を施すことを踏まえた内容で予算要求すること。

また、今年度実施した「地方創生臨時交付金」のうち、来年度以降も引き続き実施すべき事業についても提案すること。

(4) SDG s の理念を踏まえた施策の推進

将来にわたって成長力を確保するには、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化が重要となってくる。

循環型社会の推進などの環境施策や、健康づくり、地域コミュニティ活性化による持続可能な地域づくりなど、地域課題の解決の促進に向けて、全ての分野において、積極的に SDG s のゴールを意識した事業の組立てを行うこと。

特に、環境問題（ごみの減量対策）や持続可能な交通システムや地域経済循環などの分野は積極的な事業推進を図ること。

(5) デジタル化の推進・Society5.0 社会の実現や ICT 技術の活用による事務の効率化

電子申請のさらなる活用や業務のペーパーレス化、AI や RPA といった ICT 技術を活用することにより、一層の業務の効率化を行い、働き方改革や県民サービスの向上に資する取組

について積極的に検討すること。

国の動向を見定めながらではあるが、特に、RPAによる事務の自動化、窓口手数料にかかるキャッシュレス、書面・押印・対面主義の是正などあらゆる業務のデジタル化の推進を図ること。

(6) 施設の総合的な管理と見直し

公共施設等総合管理計画や個別施設計画における施設の統廃合を見定めた上で、真に必要な施設の修繕・更新を行うこと。

なお、大きな修繕箇所がある場合には、予算査定に先んじて現地確認を行うため、早めに現場を確認して要求すること。

(7) 財源確保に向けた取組の強化

新型コロナウイルス感染症の影響による町民税の減収と固定資産税の評価替えに伴う町税の減収、赤字地方債の発行の増額などが見込まれる。

未利用財産の処分、環境の変化等により遊休化している町有資産の徹底的な洗い出しと利活用、広告料収入の確保、受益と負担の公平の観点から費用を徴収すべきものがないか等、新たな財源の確保について積極的に検討すること。

特に、ふるさと納税の推進をはじめ企業版ふるさと納税など、あらゆる歳入確保策を展開すること。

(8) 他市町との共同と連携

近隣市町と協力して、行政サービスのスケールメリットを発揮するとともに、他市町の得意分野を取り入れるため、事業の共同実施や施設の共同利用による新たな事業を構築し、予算要求を行うこと。

(9) 住民協働と民間連携

行政サービスの目的や効果をより発揮し、住民サービスの質を高めるため、町民との協働や民間事業者、NPO団体等と連携を強化する視点で要求を行うこと。

これまで連携不足であった企業や大学など民間の力を十分に活用して、事業の推進を図ること。

(10) 住民の意見・要望等を精査すること

自治会や各種団体等、町民からの要望について十分に検討するとともに、事業レビューやワークショップ、各委員会等で出される町民の貴重な意見を今一度よく精査し、予算化すること。

なお、出先機関や学校からの要求については、そのまま要求することが見受けられるので、主管課でよく精査すること。

その際は、必ず現場を確認し、現場の声を聞いた上で真に必要なと判断したものを要求すること。